

# 福岡県公報

令和4年1月18日  
第267号

## 目次

### 告示 (第35号 - 第37号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 1

### 公告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 2
- 令和2年度福岡県情報公開条例及び福岡県個人情報保護条例の運用状況 (県民情報広報課) ..... 3

### 雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (医療指導課) ..... 35

## 告示

### 福岡県告示第35号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名    | 変更前後別 | 区間                               | 幅員 (メートル)        | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------|-------|----------------------------------|------------------|-----------|
| 八女       | 県道    | 浮羽石川内線 | 前     | 八女市星野村12020番1先から八女市星野村12002番1先まで | 7.8<br>～<br>13.6 | 190.5     |
|          |       |        | 後     | 八女市星野村12020番1先から八女市星野村12002番1先まで | 7.8<br>～<br>18.0 | 190.5     |

### 福岡県告示第36号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年1月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名    | 供用開始の区間                          |
|----------|--------|----------------------------------|
| 八女       | 浮羽石川内線 | 八女市星野村12011番1先から八女市星野村12002番1先まで |

### 福岡県告示第37号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和4年1月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北九州市八幡西区大字畑字日尾105

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー須恵店

(2) 所在地 糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出のあった件につきまして、意見がない旨報告いたします。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年12月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイソー筑後北店・業務スーパー筑後北店

(2) 所在地 筑後市大字熊野字大坪261番地1外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

| 変更前（平方メートル） | 変更後（平方メートル） |
|-------------|-------------|
| 4,062       | 2,891       |

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称    | 変更前     |        | 変更後     |        |
|---------------|---------|--------|---------|--------|
|               | 開店時刻    | 閉店時刻   | 開店時刻    | 閉店時刻   |
| 株式会社大創産業      | 午前10:00 | 午後8:30 | 午前10:00 | 午後9:00 |
| 株式会社ボトルワールドOK | -       | -      | 午前9:00  | 午後9:00 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

| 変更前             | 変更後             |
|-----------------|-----------------|
| 午前9時30分～午後9時00分 | 午前8時30分～午後9時30分 |

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画公園（令和 3 年 12 月 16 日 久留米市告示第 624 号）

---

**公告**

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条及び福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、令和2年度における福岡県情報公開条例及び福岡県個人情報保護条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 第1 福岡県情報公開条例の運用状況

### 1 公文書の開示の状況

#### (1) 開示請求の状況

令和2年度の公文書の開示請求件数は1,879件となっています(図1)。これを開示請求者別に見ると、県内の法人その他の団体が1,142件、県内に住所を有する個人が437件等となっています(図2)。

また、実施機関別に見ると、知事1,567件、警察本部長128件、教育委員会71件、公社64件等となっています(表1)。

なお、知事では、最も開示請求の件数の多かったのは県土整備部の620件、次いで保健医療介護部の226件、農林水産部の211件の順となっており、この3部で知事全体の約67.5パーセントを占めています。

図1 開示請求件数(平成28~令和2年度)

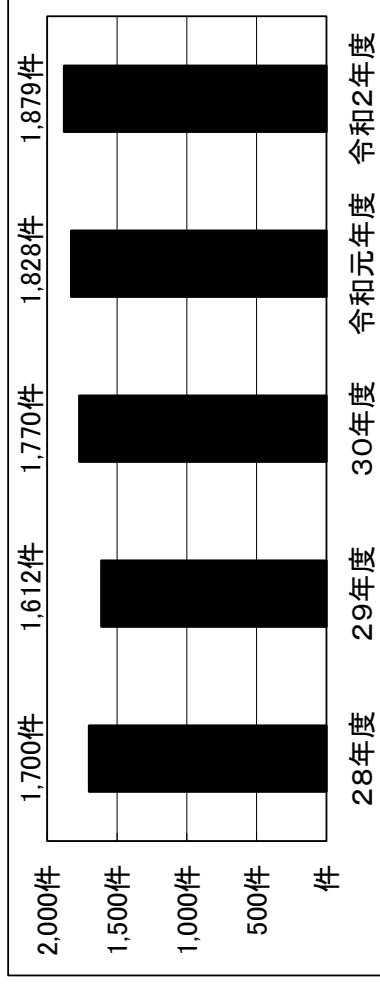


図2 開示請求者別内訳

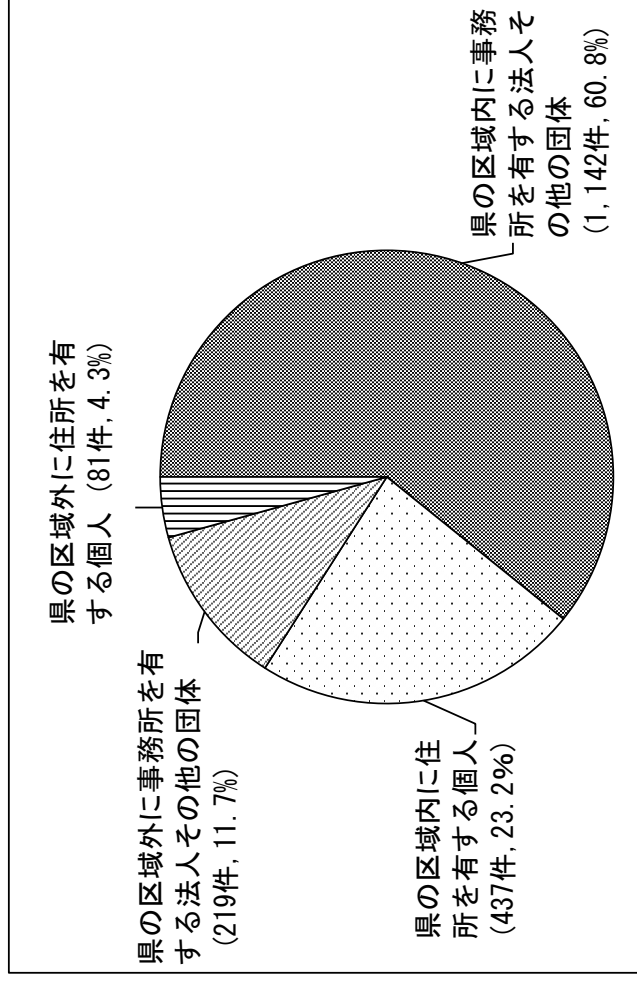
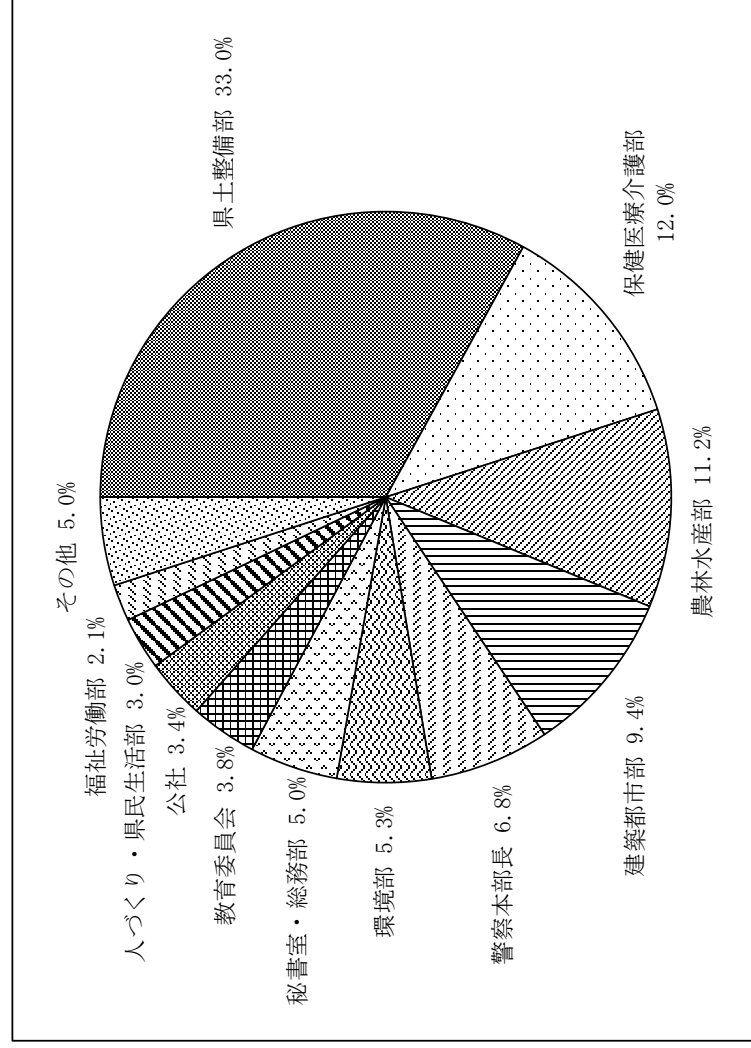


表1 実施機関別開示請求状況

| 実施機関       | 請求件数  | 開示請求の主な内容         |
|------------|-------|-------------------|
| 総務部、秘書室    | 94    | ・ 工事等に係る金入り設計書    |
| 企画・地域振興部   | 18    | ・ 医療法人の財務諸表等      |
| 人づくり・県民生活部 | 56    | ・ 工事成績評定通知書       |
| 保健医療介護部    | 226   | ・ 工事図面            |
| 福祉労働部      | 39    | ・ 産業廃棄物処理業者に関する文書 |
| 環境部        | 100   | ・ 一般競争入札に係る総合評価調書 |
| 商工部        | 27    |                   |
| 農林水産部      | 211   |                   |
| 県土整備部      | 620   |                   |
| 建築都市部      | 176   |                   |
| 会計管理局      |       |                   |
| 小計         | 1,567 |                   |
| 議          |       |                   |
| 会          | 11    | ・ 政務活動費の収支報告書     |
| 公営企業の管理者   | 9     | ・ 業務委託に関する文書      |
| 教育委員会      | 71    | ・ 業務委託に関する文書      |
| 選挙管理委員会    | 14    | ・ 政治資金収支報告書       |
| 人事委員会      | 4     | ・ 職員採用試験に関する文書    |
| 監査委員       | 3     |                   |
| 公安委員会      |       |                   |
| 警察本部長      | 128   | ・ 工事等に係る金入り設計書    |
|            |       | ・ 一般競争入札に係る総合評価調書 |
| 労働委員会      |       |                   |
| 収用委員会      |       |                   |
| 海区漁業調整委員会  | 1     |                   |
| 内水面漁場管理委員会 |       |                   |
| 地方独立行政法人   | 7     | ・ 業務委託に関する文書      |
| 公社         | 64    | ・ 工事等に係る金入り設計書    |
| 合計         | 1,879 |                   |

図3 実施機関別開示請求状況（構成比）



## (2) 開示請求に対する決定の状況

開示請求件数1, 879件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下、取下げの件数137件を除いた1, 742件です(表2)。

また、条例第12条第2項の規定による開示決定等の期間延長を行ったものは60件、条例第13条の規定による開示決定等の特例延長を行ったものは10件ありました(表3)。

表2 実施機関別公文書開示決定状況

| 実施機関         | 請求件数      | 決定の状況   |         |            |        | 取下げ    | 処理中    |
|--------------|-----------|---------|---------|------------|--------|--------|--------|
|              |           | 開示      | 部分開示    | 非開示<br>不存在 | 却下     |        |        |
| 総務部、秘書室      | 94        | 37      | 31      | 11         | 8      | 2      | 13     |
| 企画・地域振興部     | 18        | 7       | 6       | 3          | 3      |        | 2      |
| 人づくり・県民生活部   | 56        | 13      | 37      | 2          | 2      | 1      | 3      |
| 保健医療介護部      | 226       | 96      | 87      | 10         | 8      |        | 33     |
| 福祉労働部        | 39        | 14      | 13      | 4          | 2      |        | 8      |
| 環境部          | 100       | 27      | 63      | 3          | 3      |        | 7      |
| 商工部          | 27        | 13      | 12      | 1          | 1      |        | 1      |
| 農林水産部        | 211       | 119     | 72      | 14         | 13     |        | 6      |
| 県土整備部        | 620       | 487     | 94      | 9          | 9      |        | 30     |
| 建築都市部        | 176       | 88      | 70      | 5          | 2      |        | 13     |
| 会計管理局        |           |         |         |            |        |        |        |
| 小計           | 1,567     | 901     | 485     | 62         | 51     | 3      | 116    |
| 議会           | 11        | 4       | 2       | 4          | 3      |        | 1      |
| 公営企業の管理者     | 9         | 5       | 2       | 1          | 1      |        | 1      |
| 教育委員会        | 71        | 25      | 30      | 5          | 5      |        | 11     |
| 選挙管理委員会      | 14        | 4       | 10      |            |        |        |        |
| 人事委員会        | 4         |         | 3       | 1          | 1      |        |        |
| 監査委員会        | 3         | 1       | 1       | 1          | 1      |        |        |
| 公安委員会        |           |         |         |            |        |        |        |
| 警察本部長        | 128       | 46      | 60      | 17         | 12     |        | 5      |
| 労働委員会        |           |         |         |            |        |        |        |
| 収用委員会        |           |         |         |            |        |        |        |
| 海区漁業調整委員会    | 1         |         |         | 1          | 1      |        |        |
| 内水面漁場管理委員会   |           |         |         |            |        |        |        |
| 地方独立行政法人     | 7         | 6       |         | 1          | 1      |        |        |
| 公社           | 64        | 55      | 8       | 1          | 1      |        |        |
| 合計           | 1,879     | 1,047   | 601     | 94         | 77     | 3      | 134    |
| (請求件数に対する比率) | (100.00%) | (55.7%) | (32.0%) | (5.0%)     | (4.1%) | (0.2%) | (7.1%) |

**表3 開示決定等の期間延長・特例延長の状況**

| 実施機関       | 適用条項    |      |
|------------|---------|------|
|            | 第12条第2項 | 第13条 |
| 秘書室・総務部    | 4       |      |
| 企画・地域振興部   | 1       |      |
| 人づくり・県民生活部 | 3       |      |
| 保健医療介護部    | 10      | 2    |
| 福祉労働部      | 6       | 1    |
| 環境部        | 7       |      |
| 商工部        | 1       |      |
| 農林水産部      | 1       | 1    |
| 県土整備部      | 7       | 2    |
| 議会事務局      | 1       |      |
| 教育委員会      | 10      |      |
| 警察本部長      | 9       | 4    |
| 合計         | 60      | 10   |

**(3) 非開示事由**

非開示と部分開示の決定状況について、旧条例第9条第1号から第8号までの主な適用状況を見ると、個人情報（第1号）に該当するものが3件となっています（表4）。

また、条例第7条第1項の第1号から第8号までの主な適用状況を見ると、個人情報（第1号）に該当するものが363件、事業情報（第2号）に該当するものが324件、行政運営情報（第4号）に該当するものが102件等となっています（表5）。

**表4 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）**

| 旧条例第9条第1項各号 |           | 適用件数 |     |
|-------------|-----------|------|-----|
|             |           | 部分開示 | 非開示 |
| 第1号         | 個人情報      | 2    | 1   |
| 第2号         | 事業情報      |      | 3   |
| 第3号         | 審議・検討等情報  |      |     |
| 第4号         | 行政運営情報    |      |     |
| 第5号         | 任意提供情報    |      |     |
| 第6号         | 捜査等情報     |      |     |
| 第7号         | 法令秘情報     |      |     |
| 第8号         | 議員個人・会派情報 |      |     |
| 計           |           | 2    | 1   |
|             |           |      | 3   |

**表5 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）**

| 条例第7条第1項各号 |           | 適用件数 |     |
|------------|-----------|------|-----|
|            |           | 部分開示 | 非開示 |
| 第1号        | 個人情報      | 354  | 9   |
| 第2号        | 事業情報      | 320  | 4   |
| 第3号        | 審議・検討等情報  | 2    | 2   |
| 第4号        | 行政運営情報    | 99   | 3   |
| 第5号        | 任意提供情報    | 1    | 1   |
| 第6号        | 捜査等情報     | 5    | 5   |
| 第7号        | 法令秘情報     | 1    | 1   |
| 第8号        | 議員個人・会派情報 | 3    | 1   |
| 計          |           | 785  | 18  |
|            |           |      | 803 |

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。



**(4) 公文書開示請求に係る写しの交付枚数及び金額**

写しの交付の内訳としては、白黒が84,422枚で844,220円、カラーが4,350枚で130,500円等となっています(表6)。

**表6 公文書開示請求に係る写しの交付枚数及び金額** (単位:枚、円)

| 区分               | 交付枚数   | 金額        |
|------------------|--------|-----------|
| 白黒(10円)          | 84,422 | 844,220   |
| カラー(30円)         | 4,350  | 130,500   |
| 録音カセットテープ(120円)  |        |           |
| ビデオカセットテープ(170円) |        |           |
| CD-R(80円)        | 316    | 25,280    |
| DVD-R(100円)      |        |           |
| マイクロフィルム(10円)    |        |           |
| その他              | 67     | 24,568    |
| 合計               | 89,155 | 1,024,568 |

注1 括弧内の金額は、1枚当たりの金額

注2 「その他」は、A3判を超えるサイズの写し等

## 2 審査請求の状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和2年度は、審査請求が10件ありました（表7）。

表7 審査請求の状況

| 答申番号 | 審査案件  | 諮問実施機関 | 審査請求年月日 | 諮問年月日   | 答申年月日 | 裁決又は決定年月日 | 裁決又は決定内容 |
|------|---|--------|---------|---------|-------|-----------|----------|
| —    | 自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定を免除・猶予する範囲が定められた規定書等の非開示決定処分に対する審査請求 | 公安委員会  | 2.4.27  | 2.9.17  | —     | —         | —        |
| —    | 公益通報についての県作成文書に対する公文書非開示決定及び部分開示決定処分に対する審査請求              | 知事     | 2.5.20  | 3.3.3   | —     | —         | —        |
| —    | 県立学校におけるいじめ及びハラスメントに関する文書の非開示決定処分に対する審査請求                 | 教育委員会  | 2.6.23  | 2.11.24 | —     | —         | —        |
| —    | 公文書部分開示決定に係る起案等に関する文書の部分開示決定処分に対する審査請求                    | 知事     | 2.7.5   | 2.9.29  | —     | —         | —        |
| —    | 福岡女子大学に対し県が行った支出に関する文書の部分開示決定処分に対する審査請求                   | 知事     | 2.8.4   | —       | —     | 2.9.30    | 却下       |
| —    | 新型コロナウイルス感染症の陽性者情報に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求                  | 知事     | 2.12.17 | 3.3.4   | —     | —         | —        |
| —    | 精神医療分野における病院内での事業の実施に係る予算に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求           | 知事     | 3.1.22  | 3.3.26  | —     | —         | —        |
| —    | 県立学校の体罰事故報告書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求                       | 教育委員会  | 2.9.5   | 3.3.3   | —     | —         | —        |
| —    | 地方公務員共済組合の年2回の監査書類に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求                  | 監査委員   | 3.3.8   | 3.4.13  | —     | —         | —        |
| —    | 県民情報広報紙における残業時間が分かる文書に関する公文書開示決定処分に対する審査請求                | 知事     | 3.3.13  | 3.4.6   | —     | —         | —        |

（令和3年8月20日現在）

### 3 福岡県情報公開審査会

情報公開審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第24条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

#### (1) 福岡県情報公開審査会の開催状況

令和2年度の審査会の開催状況は、次のとおりです（表8）。

表8 審査会の開催状況

| 開催期日                      | 主な審議内容  |
|---------------------------|---|
| 第17期：第19回審査会<br>令和2年6月22日 | ・審査請求について   |
| 第20回審査会<br>令和2年7月27日      | ・審査請求について   |
| 第21回審査会<br>令和2年8月31日      | ・審査請求について   |
| 第18期：第1回審査会<br>令和2年9月28日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選任</li> <li>・会長職務代理者の指名</li> <li>・審査会開催日程の決定</li> <li>・起草委員及び会議録署名委員の順番の決定</li> <li>・審査請求について</li> </ul> |
| 第2回審査会<br>令和2年11月6日       | ・審査請求について   |
| 第3回審査会<br>令和2年11月30日      | ・審査請求について   |
| 第4回審査会<br>令和2年12月22日      | ・審査請求について   |
| 第5回審査会<br>令和3年1月25日       | ・審査請求について   |
| 第6回審査会<br>令和3年2月22日       | ・審査請求について   |
| 第7回審査会<br>令和3年3月22日       | ・審査請求について   |

#### (2) 諮問及び答申

令和2年度は、審査請求事案に係る諮問が8件あり、現在審査を行っています。また、過年度から審議を継続していた事案については、9件の答申がなされました。

## (3) 福岡県情報公開審査委員会

福岡県情報公開審査会の委員（第18期）は、次のとおりです（表9）。  
委員の任期は2年となっています。

表9 福岡県情報公開審査会委員名簿（五十音順、現職名は令和3年4月1日現在）

| 氏名    | 現職名                         | 役職名         | 任期                         |
|-------|-----------------------------|-------------|----------------------------|
| 相澤 直子 | 久留米大学法学部准教授                 |             |                            |
| 一瀬 悦朗 | 弁護士                         | 会長職務<br>代理者 |                            |
| 坂井 猛  | 九州大学大学院人間環境学<br>府・工学部建築学科教授 |             |                            |
| 谷口 美香 | 公認会計士                       |             | 令和2年9月1日<br>～<br>令和4年8月31日 |
| 馬場 明子 | 元㈱テレビ西日本編成局編成<br>部専任部長      |             |                            |
| 三浦 邦俊 | 弁護士                         | 会長          |                            |
| 柳井 圭子 | 日本赤十字九州国際看護大学<br>教授         |             |                            |

#### 4 出資法人の情報公開の状況

条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表10）。

なお、令和2年度は、出資法人が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表10 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

| 開示申出<br>の件数 | 決定の状況 |      |     | 取下げ |
|-------------|-------|------|-----|-----|
|             | 開示    | 部分開示 | 非開示 |     |
| 4           | 4     | 0    | 0   | 0   |

#### 5 指定管理者の情報公開の状況

条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表11）。

なお、令和2年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表11 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

| 開示申出<br>の件数 | 決定の状況 |      |     | 取下げ |
|-------------|-------|------|-----|-----|
|             | 開示    | 部分開示 | 非開示 |     |
| 1           | 1     | 0    | 0   | 0   |

## 6 県民情報センター及び地区県民情報コーナーの状況

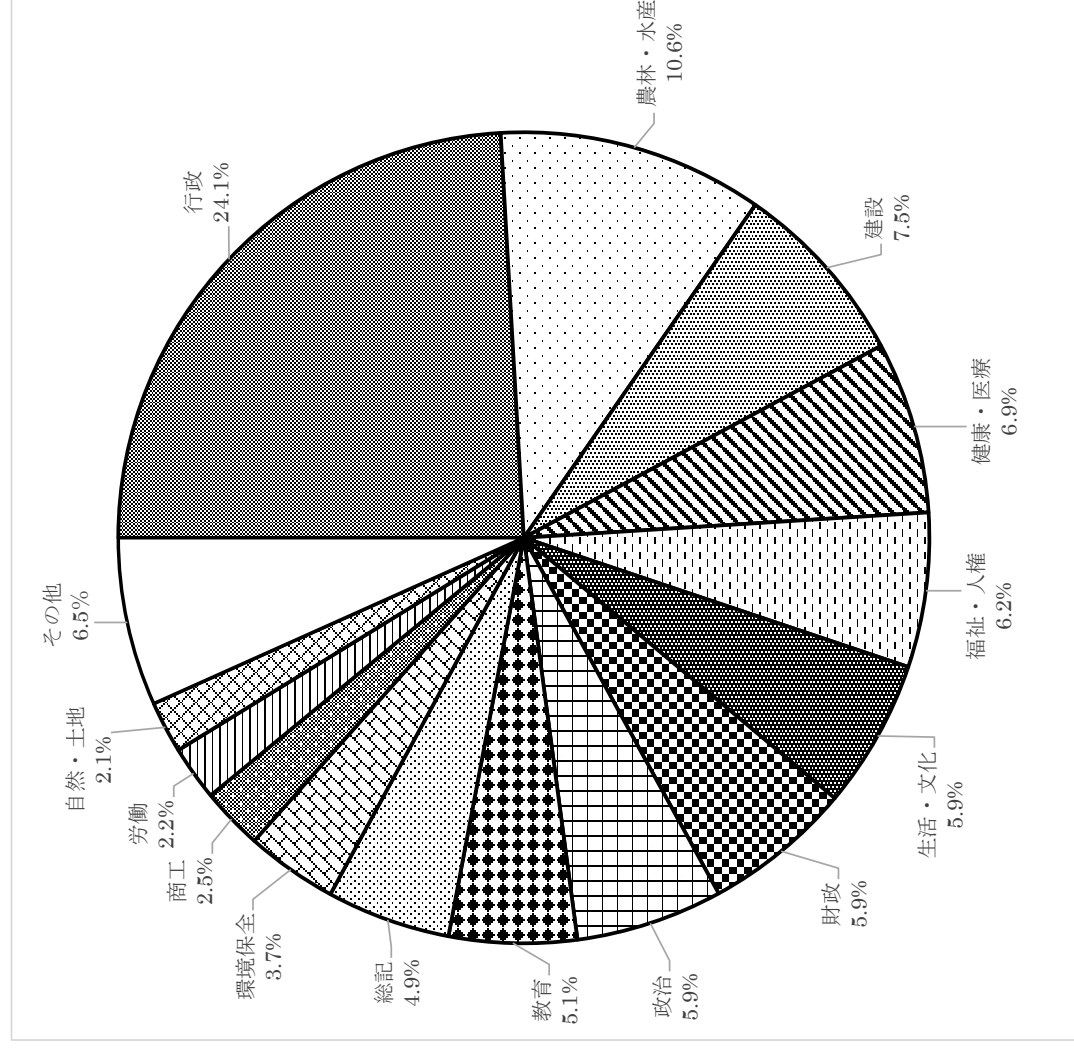
### (1) 配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを提供しています（表12、図4）。

表12 配架資料の件数（令和3年3月31日現在）

| 名称 | 件数    | 地区県民情報コーナー |       |       |       | 合計    |
|----|-------|------------|-------|-------|-------|-------|
|    |       | 県民情報センター   | 北九州   | 筑後    | 筑豊    |       |
|    | 3,423 | 1,115      | 1,115 | 1,115 | 1,115 | 4,460 |
|    |       |            |       |       |       | 7,883 |

図4 配架資料の分野別構成比



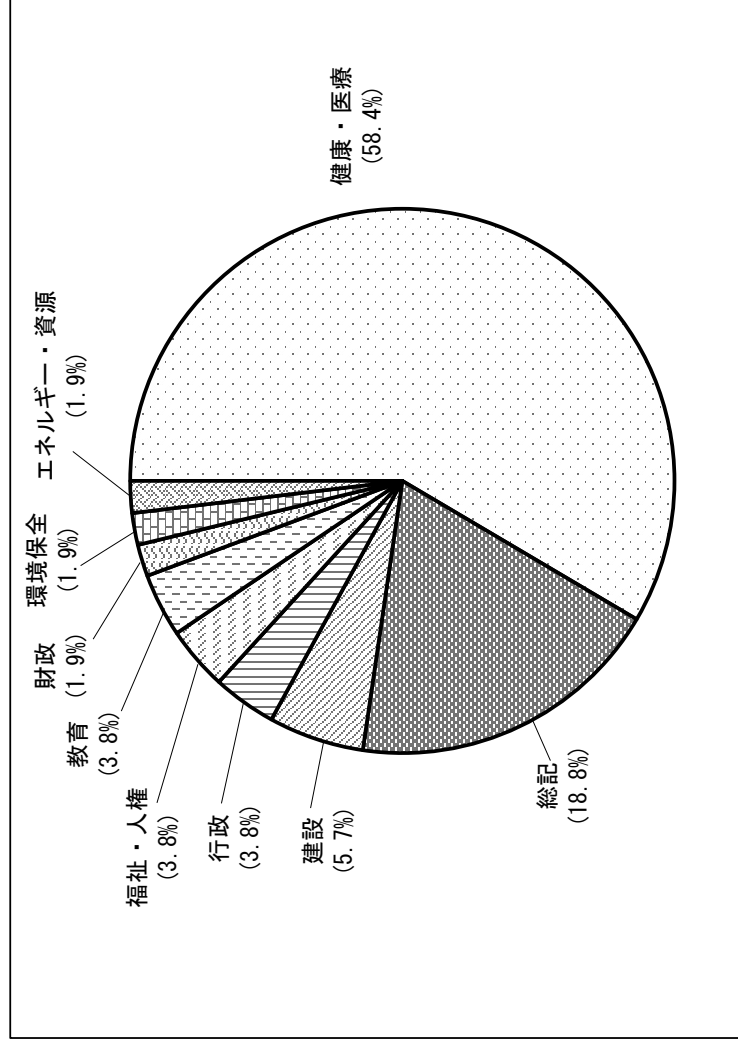
注 「その他」は、経済、安全、エネルギー・資源、資料一般、運輸・通信、余暇・スポーツに関するものです。

**(2) 利用状況**

令和2年度の県民情報センター及び地区県民情報コーナーの利用状況は次のとおりです(表13、図5)。

**表13 利用状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)**

| 区分       | 情報提供(人) | 写しの交付(枚) | 資料の貸出(冊) |
|----------|---------|----------|----------|
| 県民情報センター | 8,154   | 29,614   | 48       |
| 九州       | 494     | 5,524    | 0        |
| 筑後       | 1,617   | 9,088    | 2        |
| 筑豊       | 1,296   | 8,463    | 1        |
| 京築       | 1,141   | 3,993    | 2        |
| 計        | 12,702  | 56,682   | 53       |

**図5 貸出状況の分野別構成比**

注 令和2年度は、自然・土地・人口、政治、経済、生活・文化、余暇・スポーツ、安全、労働、運輸・通信、農林・水産、商工、資料一般に関する資料の貸出は、ありませんでした。

**(3) 行政資料の有償頒布制度**

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「福岡県職員録(令和元年度)」等21種類の行政資料を1,765部頒布しました(表14)。

表14 行政資料有償頒布状況

| 行政資料名                                | 頒布価格   | 頒布部数  | 編集課               |
|--------------------------------------|--------|-------|-------------------|
| 郷土のものがたり                             | 500円   | 2     | 総務部県民情報広報課        |
| 郷土のものがたり その2                         | 700円   | 2     | 総務部県民情報広報課        |
| 福岡県職員倫理条例・親則の手引                      | 150円   | 4     | 総務部人事課            |
| 四王寺山をみに行こう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ1-    | 150円   | 1     | 環境部自然環境課          |
| 城山連山を楽しもう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ2-     | 150円   | 2     | 環境部自然環境課          |
| 古処山麓の自然を訪ねよう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ3-  | 250円   | 1     | 環境部自然環境課          |
| 北九州西部の自然を楽しもう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ5- | 100円   | 1     | 環境部自然環境課          |
| 糸島の自然を訪ねよう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ6-    | 100円   | 1     | 環境部自然環境課          |
| 筑豊中南部の自然を訪ねよう<br>-里地・里山ふれあいガイドシリーズ7- | 100円   | 3     | 環境部自然環境課          |
| 福岡県の希少野生生物<br>-レッドデータブック2001-        | 1,800円 | 1     | 環境部自然環境課          |
| 福岡県の賃金事情（令和元年度）                      | 350円   | 7     | 福祉労働部労働局<br>労働政策課 |
| 福岡県職員録（平成27年度）                       | 850円   | 1     | 総務部人事課            |
| 福岡県職員録（平成28年度）                       | 800円   | 1     | 総務部人事課            |
| 福岡県職員録（平成29年度）                       | 950円   | 1     | 総務部人事課            |
| 福岡県職員録（平成30年度）                       | 900円   | 2     | 総務部人事課            |
| 福岡県職員録（令和元年度）                        | 950円   | 3     | 総務部人事課            |
| 福岡県職員録（令和2年度）                        | 1,000円 | 1,500 | 総務部人事課            |
| 教育便覧（令和元年度）                          | 350円   | 5     | 教育庁教育総務部<br>総務企画課 |
| 教育便覧（令和2年度）                          | 350円   | 47    | 教育庁教育総務部<br>総務企画課 |
| 若い教師のための教育実践の手引<br>（令和2年度版）          | 700円   | 171   | 教育庁教育振興部<br>義務教育課 |
| 若い教師のための教育実践の手引<br>（令和3年度版）          | 700円   | 9     | 教育庁教育振興部<br>義務教育課 |



## 第2 福岡県個人情報保護条例の運用状況

### 1 自己情報の開示の状況

#### (1) 文書による開示請求

##### ア 開示請求の状況

令和2年度の文書による自己の個人情報（以下「自己情報」という。）の開示請求の件数は、566件でした（図1）。

これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が499件、県外に住所を有する個人が67件となっています（図2）。

また、実施機関別に見ると、警察本部長365件、知事67件等となっています（表1）。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カードに記載された自己情報、警察が作成した職務日誌に記載された自己情報、公立大学入学試験成績に係る自己情報、警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報、警察が作成した物件事故報告書に記載された自己情報等があります。

図1 文書による開示請求件数（平成28～令和2年度）

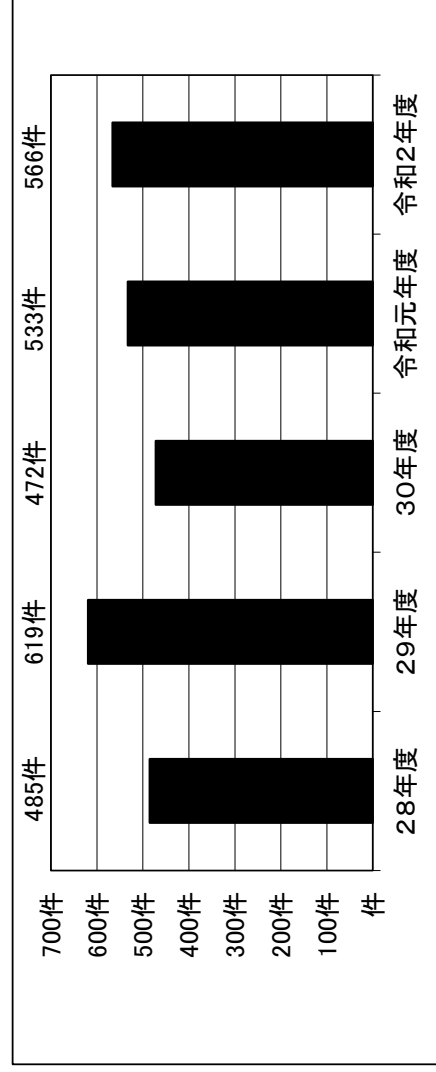


図2 開示請求者別内訳

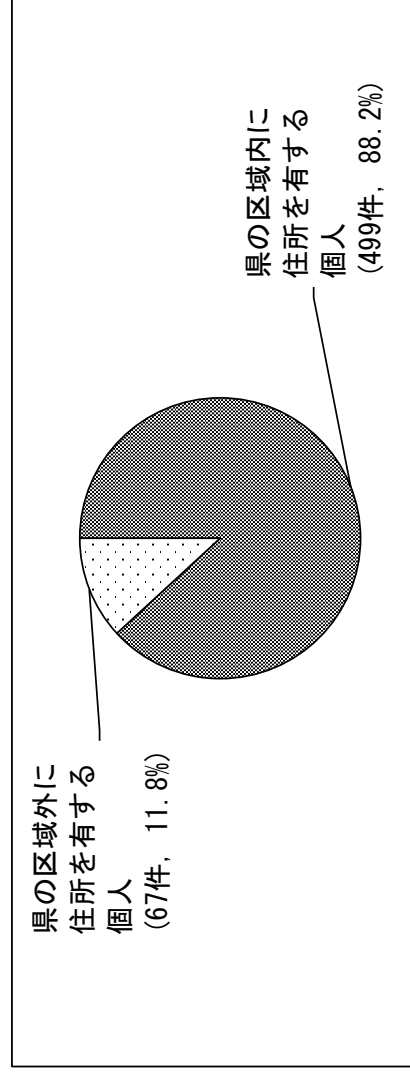


表1 実施機関別個人情報開示請求状況

| 実施機関       | 請求<br>件数   | 開示請求の主な内容   |
|------------|------------|---|
| 知事         | 総務部、秘書室    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の申請書等に記載された自己情報</li> <li>・各種申請書に関する自己情報</li> <li>・各種相談記録に記載された自己情報</li> </ul>                        |
|            | 企画・地域振興部   |   |
|            | 人づくり・県民生活部 |   |
|            | 保健医療介護部    |   |
|            | 福祉労働部      |   |
|            | 環境部        |   |
|            | 商工部        |   |
|            | 農林水産部      |   |
|            | 県土整備部      |   |
|            | 建築都市部      |   |
| 会計管理局      |            |   |
| 小計         | 67         |   |
| 議          |            |   |
| 公営企業の管理者   |            |   |
| 教育委員会      | 2          |   |
| 選挙管理委員会    |            |   |
| 人事委員会      | 12         | ・職員採用試験結果に関する自己情報   |
| 監査委員       |            |   |
| 公安委員会      | 1          |   |
| 警察本部長      | 365        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談カードに記載された自己情報</li> <li>・職務日誌に記載された自己情報</li> <li>・犯罪事件受理簿に記載された自己情報</li> <li>・物件事故報告書に記載された自己情報</li> </ul> |
| 労働委員会      |            |   |
| 収用委員会      |            |   |
| 海区漁業調整委員会  |            |   |
| 内水面漁場管理委員会 |            |   |
| 地方独立行政法人   | 119        | ・公立大学入学試験結果に関する自己情報   |
| 合計         | 566        |   |

## イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求566件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数5件を除いた561件です（表2）。

表2 実施機関個人情報開示請求に対する決定状況

| 実施機関         | 請求<br>件数        | 決定の状況          |                |              |             | 取下げ         |
|--------------|-----------------|----------------|----------------|--------------|-------------|-------------|
|              |                 | 開示             | 部分開示           | 不開示<br>不存在   | 却下          |             |
| 知            | 総務部、秘書室         | 2              | 1              |              |             | 1           |
|              | 企画・地域振興部        |                |                |              |             |             |
|              | 人づくり・県民生活部      |                |                |              |             |             |
|              | 保健医療介護部         | 21             | 8              | 11           | 2           | 2           |
|              | 福祉労働部           | 36             | 23             | 8            | 5           | 3           |
|              | 環境部             |                |                |              |             |             |
|              | 商工部             |                |                |              |             |             |
|              | 農林水産部           | 2              |                |              |             | 2           |
|              | 県土整備部           | 1              | 1              |              |             |             |
|              | 建築都市部           | 5              | 1              | 2            | 1           | 1           |
| 事            | 会計管理局           |                |                |              |             |             |
|              | 小計              | 67             | 34             | 23           | 8           | 6           |
|              | 議会              |                |                |              |             |             |
|              | 公営企業の管理者        |                |                |              |             |             |
|              | 教育委員会           | 2              | 1              | 1            |             |             |
|              | 選挙管理委員会         |                |                |              |             |             |
|              | 人事委員会           | 12             | 10             | 2            |             |             |
|              | 監査委員            |                |                |              |             |             |
|              | 公安委員会           | 1              |                | 1            |             |             |
|              | 警察本部長           | 365            | 6              | 352          | 4           | 2           |
| 労働委員会        |                 |                |                |              |             |             |
| 収用委員会        |                 |                |                |              |             |             |
| 海区漁業調整委員会    |                 |                |                |              |             |             |
| 内水面漁場管理委員会   |                 |                |                |              |             |             |
| 地方独立行政法人     | 119             | 119            |                |              |             |             |
| 合計           | 566<br>(100.0%) | 170<br>(30.0%) | 379<br>(67.0%) | 12<br>(2.1%) | 8<br>(1.4%) | 2<br>(0.4%) |
| (請求件数に対する比率) |                 |                |                |              |             | 3<br>(0.5%) |



## (2) 口頭による開示請求（簡易開示）

### ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定められた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が19件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が15件、地方独立行政法人が18件、合計64件となっています（資料）簡易開示一覧表）。

### イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、8,410件でした（図3、表5）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、6,951件の請求があり、請求件数全体の約82.7パーセントとなっています。

その他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが584件、福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験関係のものが88件、三立立大学入学試験関係のものが287件等となっています。

図3 口頭による開示請求件数（平成28～令和2年度）

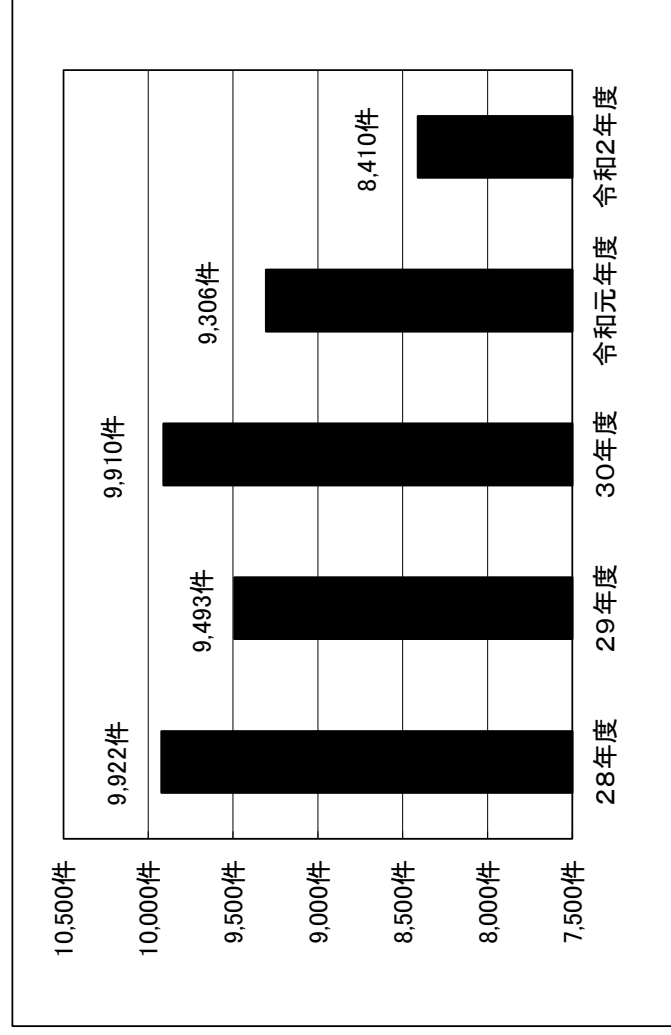


表5 実施機関別簡易開示の件数

| 実施機関  | 開示の対象となる試験又は選考                       | 件数    | 開示期間   |
|-------|--------------------------------------|-------|--|
| 知事    | 製菓衛生師試験                              | 1     |  |
|       | 福岡県ふぐ処理師試験                           | 1     | 合否発表の日から1か月間   |
|       | 福岡県准看護師試験                            | 4     |  |
|       | 毒物劇物取扱者試験                            | 5     |  |
|       | 登録販売者試験                              | 40    | 合格発表の日から1か月間   |
|       | 福岡県介護支援専門員実務研修受講試験                   | 6     | 合否発表の日から1か月間   |
|       | 職業訓練指導員試験                            | 1     |  |
|       | 福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験                   | 88    | 合否発表の日から1か月間   |
|       | 福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験                  | 1     |  |
|       | 狩猟免許試験                               | 12    | 合格発表の日から1か月間   |
| 教育委員会 | 小計                                   | 159   |  |
|       | 福岡県立高等学校入学選抜                         | 6,951 | 合格発表の日(全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日)の翌日から1か月間 |
|       | 小計                                   | 6,951 |  |
|       | 福岡県職員採用I類・II類・III類試験                 | 442   |  |
|       | 福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験                  | 53    | 合格発表日の翌日から3か月間                                       |
|       | 福岡県職員採用選考(人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。) | 89    |  |
|       | 小計                                   | 584   |  |
|       | 福岡県警察官A(男性)採用試験                      | 6     | 合格発表日から1か月間。ただし、第1次試験                                |
|       | 福岡県警察官A(女性)採用試験                      | 3     | 合格者については、最終合格発表日から1か月間                               |
|       | 福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験                  | 7     |  |
| 警察本部長 | 福岡県警察官C採用試験                          | 1     |  |
|       | 猟銃等講習考査                              | 182   | 合否発表の日から1か月間   |
|       | 警備員指導教育責任者講習修了考査                     | 112   |  |
|       | 機械警備業務管理者講習修了考査                      | 7     |  |
|       | 警備員等検定学科試験                           | 76    |  |

|                                      |                        |       |                 |
|--------------------------------------|------------------------|-------|-----------------|
| 地<br>方<br>独<br>立<br>行<br>政<br>法<br>人 | 警備員等検定実技試験             | 29    |                 |
|                                      | 駐車監視員資格者講習修了考査         | 6     |                 |
|                                      | 小計                     | 429   |                 |
|                                      | 九州歯科大学入学選抜試験           | 105   | 4月16日から1か月間     |
|                                      | 九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験 | 26    |                 |
|                                      | 九州歯科大学大学院入学選抜試験        | 5     | 合格発表の日から1か月間    |
|                                      | 福岡県立大学入学選抜試験           | 93    | 4月16日から1か月間     |
|                                      | 福岡県立大学推薦入学試験           | 50    |                 |
|                                      | 福岡県立大学大学院入学選抜試験        | 8     | 合格発表の日の翌日から1か月間 |
|                                      | 小計                     | 287   |                 |
|                                      | 合計                     | 8,410 |                 |

## 2 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができます。

令和2年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

## 3 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己情報が、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報提供の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

令和2年度は、2件の自己情報の利用停止請求がありました。



#### 4 審査請求の状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和2年度は、審査請求が4件ありました（表6）。

表6 審査請求の状況

| 答申番号 | 審査案件  | 諮問実施機関 | 審査請求年月日 | 個人情報保護審議会 |       | 実施機関の裁決 |    |
|------|---|--------|---------|-----------|-------|---------|----|
|      |   |        |         | 諮問年月日     | 答申年月日 | 年月日     | 内容 |
| —    | 県立学校におけるいじめに関する記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求     | 教育委員会  | R2.4.16 | R2.7.14   | —     | —       | —  |
| —    | 県立学校におけるいじめ及びハラスメントに関する文書の個人情報不開示決定処分に対する審査請求 | 教育委員会  | R2.6.23 | R2.11.24  | —     | —       | —  |
| —    | 措置入院に関して警察と病院から提出された文書に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 | 知事     | R2.7.10 | R2.9.22   | —     | —       | —  |
| —    | 医療機関における虐待に関する対応記録の個人情報不開示決定処分に対する審査請求        | 知事     | R2.12.5 | R3.2.4    | —     | —       | —  |

(令和3年8月20日現在)

#### 5 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

令和2年度は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、3件の苦情相談がありました。

#### 6 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・ 第一部会（審査請求部会）  
審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。
- ・ 第二部会（任意法・番号利用法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

##### (1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

令和2年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表7～8）。

表7 第一部会の開催状況

| 開催期日                      | 主な審議内容    |
|---------------------------|-----------|
| 第15期：第1回第一部会<br>令和2年6月18日 | ・審査請求について |
| 第2回第一部会<br>令和2年7月16日      | ・審査請求について |
| 第3回第一部会<br>令和2年8月27日      | ・審査請求について |
| 第4回第一部会<br>令和2年9月17日      | ・審査請求について |
| 第5回第一部会<br>令和2年10月15日     | ・審査請求について |
| 第6回第一部会<br>令和2年11月19日     | ・審査請求について |
| 第7回第一部会<br>令和2年12月17日     | ・審査請求について |
| 第8回第一部会<br>令和3年1月21日      | ・審査請求について |
| 第9回第一部会<br>令和3年2月18日      | ・審査請求について |
| 第10回第一部会<br>令和3年3月18日     | ・審査請求について |

表8 第二部会の開催状況

| 開催期日                      | 主な審議内容   |
|---------------------------|--|
| 第15期：第1回第二部会<br>令和3年7月16日 | ・福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の利用又は提供について<br>・住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況について |

**(2) 諮問及び答申**

令和2年度は、審査請求事案に係る諮問が4件あり、現在審査を行っています。また、過年度から審議を継続していた事案については、30件の答申がなされました。加えて、福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の利用又は提供に係る諮問が1件あり、答申がなされました（表9）。

**表9 第二部会の答申**

| 件名                                  | 諮問実施機関           | 諮問年月日 | 答申年月日  |
|-------------------------------------|------------------|-------|--------|
| 福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の利用又は提供について | 知事<br>(企画・地域振興部) | 2.7.8 | 2.7.16 |

**(3) 福岡県個人情報保護審議会委員**

福岡県個人情報保護審議会の委員（第15期）は、次のとおりです（表10）。委員の任期は2年となっています。

**表10 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（五十音順、現職名は令和3年4月1日現在）**

| 氏名      | 現職名                                   | 役職名         | 任期                          |
|---------|---------------------------------------|-------------|-----------------------------|
| 井上 真由美  | (株) 西日本新聞社社会部編集委員                     |             |                             |
| 江島 玲子   | (株) ビスネット消費生活アドバイザー                   |             |                             |
| 小林 登    | 弁護士                                   | 会長          |                             |
| 櫻井 幸一   | 九州大学院システム情報科学研究<br>院教授                |             |                             |
| 佐々木 久美子 | (株) グルーヴノーツ代表取締役会長                    |             | 令和2年5月13日<br>～<br>令和4年5月12日 |
| 出水 清子   | 福岡県民生委員児童委員協議会副会長<br>吉富町民生委員児童委員協議会会長 |             |                             |
| 村上 英明   | 福岡大学法科大学院教授                           | 会長職務<br>代理者 |                             |
| 森 咲子    | (株) 咲ら化粧品代表取締役                        |             |                             |
| 山元 規靖   | 福岡工業大学情報工学部情報通信工学<br>科教授              |             |                             |

## 7 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、条例第10条の規定により、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報に登録された公文書を使用するものをいいます。

個人情報取扱事務登録簿は、県ホームページ並びに県情報センター及び地区県民情報コーナーにおいて公表しています。

令和2年度の個人情報取扱事務の登録件数は、2,074件でした(表11)。

**表11 令和2年度個人情報取扱事務の登録件数(実施機関別)**

| 実施機関       | 事務の区分及び件数    |                |              |            | 合計    |
|------------|--------------|----------------|--------------|------------|-------|
|            | 固有事務<br>(本庁) | 固有事務<br>(出先機関) | 出先機関<br>共通事務 | 全庁<br>共通事務 |       |
| 知事         | 102          | 13             | 16           | 9          | 140   |
| 総務部、秘書室    | 77           | 1              | 1            |            | 79    |
| 企画・地域振興部   | 97           | 4              | 2            | 1          | 104   |
| 人づくり・県民生活部 | 199          | 25             | 93           |            | 317   |
| 保健医療介護部    | 143          | 21             | 66           |            | 230   |
| 福祉労働部      | 89           |                | 27           |            | 116   |
| 環境部        | 50           | 21             | 12           |            | 83    |
| 商工部        | 159          | 22             | 83           |            | 264   |
| 農林水産部      | 42           | 6              | 32           |            | 80    |
| 県土整備部      | 84           | 26             | 18           |            | 128   |
| 建築都市部      | 5            |                |              | 3          | 8     |
| 会計管理局      |              |                |              |            |       |
| 小計         | 1,047        | 139            | 350          | 13         | 1,549 |
| 議会         | 14           |                |              |            | 14    |
| 公営企業の管理者   | 7            |                | 5            |            | 12    |
| 教育委員会      | 84           | 47             | 135          | 7          | 273   |
| 選挙管理委員会    | 6            |                |              |            | 6     |
| 人事委員会      | 14           |                |              |            | 14    |
| 監査委員       | 3            |                |              |            | 3     |
| 公安委員会      | 6            |                |              |            | 6     |
| 警察本部長      | 130          |                |              |            | 130   |
| 労働委員会      | 9            |                |              |            | 9     |
| 収用委員会      | 1            |                |              |            | 1     |
| 海区漁業調整委員会  |              |                |              |            |       |
| 内水面漁場管理委員会 |              |                |              |            |       |
| 地方独立行政法人   | 57           |                |              |            | 57    |
| 合計         | 1,378        | 186            | 490          | 20         | 2,074 |

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部局の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務

(資料) 簡易開示一覧表 (令和3年3月31日現在)

《知事》

| 開示の対象となる試験又は選考        | 開示の対象となる個人情報         | 開示期間             | 開示場所   | 開示方法   |
|-----------------------|----------------------|------------------|--|--------|
| 福岡県職員(労務職員を除く。)採用選考試験 | 総合ランク(不合格者に係るものに限る。) | 合否発表日の翌日から1か月間   | 総務部人事課   | 閲覧     |
| 福岡県職員(労務職員)採用選考試験     | 科目別得点及び総合得点          | 合格発表の日から1か月間     | 保健医療介護部生活衛生課   |        |
| クリーニング師試験             | 科目別得点及び総合得点          | 合否発表の日から1か月間     | 保健医療介護部医療指導課   |        |
| 製菓衛生師試験               | 試験項目別得点及び総合得点        | 合格発表の日から1か月間     | 保健医療介護部業務課   |        |
| 福岡県ふぐ処理師試験            | 分野別得点及び総合得点          | 合否発表の日から1か月間     | 保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課  |        |
| 福岡県介護支援専門員実務研修受講試験    | 科目別得点                | 合否発表の日から1年間      | 福祉労働部労働局職業能力開発課  |        |
| 毒物劇物取扱者試験             | 科目別得点                | 合否発表の日から1か月間     | 福祉労働部労働局職業能力開発課(福岡県立福岡高等技術専門校との共同管理で実施する訓練に係る選考試験に限る。)及び各高等技術専門校 | 個人票の交付 |
| 登録販売者試験               | 科目別得点及び総合得点          | 合否発表の日から1か月間     | 福岡県立福岡高等技術専門校  |        |
| 福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験   | 科目別得点及び総合得点          | 合格発表の日から1か月間     | 各農林事務所   | 閲覧     |
| 狩猟免許試験                | 科目別得点及び適性試験の適否       | 合格発表の日から1か月間     | 商工部工業保安課   |        |
| 採石業務管理者試験             | 科目別得点及び総合得点          | 合否発表の日から1か月間     | 農林水産部食の安全・地産地消課  |        |
| 砂利採取業務主任者試験           | 科目別得点及び総合得点          | 合否発表の日から1か月間     | 農林水産部畜産課及び各家畜保健衛生所   |        |
| 農薬指導士認定試験             | 得点                   |                  | 福岡県農業大学校   |        |
| 家畜人工授精講習会修業試験         | 科目別得点及び総合得点          | 2次試験合否発表の日から1か月間 |  |        |
| 福岡県農業大学校入学試験(一般)      | 総合得点                 |                  |  |        |

《教育委員会》

| 開示の対象となる試験又は選考                              | 開示の対象となる個人情報                              | 開示期間   | 開示場所             | 開示方法 |
|---|---|--|------------------|------|
| 福岡県教育委員会労務職員採用選考試験                          | 第1次試験及び第2次試験についての総合ランク(いずれも不合格者に係るものに限る。) | 合否通知を発送した日の翌日から1か月間                                  | 福岡県教育庁教育総務部総務企画課 | 閲覧   |
| 福岡県教育委員会職員採用選考試験                            |   |  | 福岡県教育庁教育総務部教職員課  |      |
| 福岡県公立学校教員採用候補者選考試験(小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員) | 学力検査の教科別得点及び総合得点                          | 合格発表の日(全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日)の翌日から1か月間 | 各県立高等学校          |      |
| 福岡県公立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考試験                 |   |  |                  |      |
| 福岡県立高等学校入学者選抜                               | 検査の総合評価                                   | 入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間                             | 県立中等教育学校及び各県立中学校 |      |
| 福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定                    |   |  |                  |      |
| 福岡県立特別支援学校高等部入学者選考                          | 学力検査の教科別得点及び総合得点                          | 合格発表の日の翌日から1か月間                                      | 各県立特別支援学校        |      |

《人事委員会》

| 開示の対象となる試験又は選考                           | 開示の対象となる個人情報                | 開示期間           | 開示場所        | 開示方法 |
|--|-----------------------------|----------------|-------------|------|
| 福岡県職員採用Ⅰ類試験                              | 第1次及び第2次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点 | 合格発表日の翌日から3か月間 | 福岡県人事委員会事務局 | 交付   |
| 福岡県職員採用Ⅱ類試験                              |                             |                |             |      |
| 福岡県職員採用Ⅲ類試験                              | 福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験         |                |             |      |
| 福岡県職員採用選考試験(人事委員会が実施する職員採用選考試験に係るものに限る。) |                             |                |             |      |

《警察本部長》

| 開示の対象となる試験又は考査      | 開示の対象となる個人情報          | 開示期間  | 開示場所                                   | 開示方法 |
|---------------------|-----------------------|---|--|------|
| 福岡県警察官A(男性)採用試験     | 順位、総合得点及び試験種目別の得点又は可否 | 合格発表日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表日から1か月間 | 総務部総務課情報公開室                            | 閲覧   |
| 福岡県警察官A(女性)採用試験     |                       |   |  |      |
| 福岡県警察官A(武道指導)採用試験   |                       |   |  |      |
| 福岡県警察官B(男性)採用試験     |                       |   |  |      |
| 福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験 |                       |   |  |      |
| 福岡県警察官B(女性)採用試験     |                       |   |  |      |
| 福岡県警察官B(武道指導)採用試験   |                       |   |  |      |
| 福岡県警察官C採用試験         |                       |   |  |      |
| 猟銃等講習考査             | 得点                    | 合格発表の日から1か月間                                | 考査実施場所又は生活安全課<br>福岡県警察警備員教育センター又は生活安全課 | 交付   |
| 警備員指導教育責任者講習修了考査    |                       |   | 考査実施場所又は生活安全課                          |      |
| 機械警備業務管理者講習修了考査     |                       |   | 考査実施場所又は生活安全課                          |      |
| 警備員等検定学科試験          |                       |   | 考査実施場所又は生活安全課                          |      |
| 警備員等検定実技試験          |                       |   | 考査実施場所又は生活安全課                          |      |
| 駐車監視員資格者講習修了考査      |                       |   | 考査実施場所又は生活安全課                          |      |
| 駐車監視員資格者認定考査        |                       |   | 考査実施場所又は生活安全課                          |      |



## 《九州歯科大学》

| 開示の対象となる試験又は選考         | 開示の対象となる個人情報   | 開示期間            | 開示場所        | 開示方法 |
|------------------------|--|-----------------|-------------|------|
| 九州歯科大学入学者選抜試験          | 大学入試センター試験の科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る。)及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点 | 4月16日から1か月間     | 九州歯科大学学務部   | 閲覧   |
| 九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験 | 大学入試センター試験の科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る。)及び個別学力試験の科目別得点        | 合格発表の日から1か月間    | 九州歯科大学経営管理部 |      |
| 九州歯科大学大学院入学者選抜試験       | 全科目の成績   | 合格発表の日から1か月間    |             |      |
| 福岡県公立大学法人職員採用試験        | 第1次試験：順位、得点<br>第2次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点                    | 合格発表の日の翌日から1か月間 |             |      |

## 《福岡女子大学》

| 開示の対象となる試験又は選考          | 開示の対象となる個人情報                                      | 開示期間              | 開示場所        | 開示方法 |
|-------------------------|---|-------------------|-------------|------|
| 福岡女子大学学部入学者選抜試験(一般入試)   | 大学入試センター試験の合格点(本学配点による換算点)及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点   | 学生募集要項に定める期間      | アドミッションセンター | 閲覧   |
| 福岡女子大学学部入学者選抜試験(一般入試以外) | 総合得点  |                   | 教育企画センター    |      |
| 福岡女子大学大学院入学者選抜試験        | 全科目の成績  |                   |             |      |
| 公立大学法人福岡女子大学職員採用試験      | 1次試験：順位、得点<br>2次試験：順位、得点<br>3次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点 | 各試験の合格発表の翌日から1か月間 | 経営管理センター    |      |

《福岡県立大学》

| 開示の対象となる試験又は選考       | 開示の対象となる個人情報   | 開示期間               | 開示場所        | 開示方法 |
|----------------------|--|--------------------|-------------|------|
| 福岡県立大学入学者選抜試験        | 大学入試センター試験の科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る。)及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点 | 4月16日から1か月間        | 福岡県立大学学務部   | 閲覧   |
| 福岡県立大学推薦入学試験         | 科目別得点、総合得点及び面接評価   |                    |             |      |
| 福岡県立大学社会人特別選抜試験      |  |                    |             |      |
| 福岡県立大学国外就学経験者特別選抜試験  |  |                    |             |      |
| 福岡県立大学私費外国人留学生特別選抜試験 |  |                    |             |      |
| 福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験  |  |                    |             |      |
| 福岡県立大学看護学部編入学試験      | 科目別得点及び総合得点  | 合格発表の日の翌月の1日から1か月間 |             |      |
| 福岡県立大学大学院入学者選抜試験     | 科目別得点、総合得点及び面接評価   |                    |             |      |
| 福岡県立大学認定看護師教育課程入学試験  | 科目別得点及び総合得点  |                    |             |      |
| 福岡県公立大学法人職員採用試験      | 第1次試験：順位、得点<br>第2次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点                    | 合格発表の日の翌日から1か月間    | 福岡県立大学経営管理部 |      |

# 雑 報

## 福岡県医療審議会公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定に基づく福岡県保健医療計画の変更に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和4年1月18日

福岡県医療審議会医療計画部会長 蓮澤 浩明

### 1 意見募集の対象となる事案

福岡県保健医療計画（第7次）の中間見直し（案）

### 2 事案の要旨

福岡県保健医療計画（第7次）の中間見直し（案）

第3章 住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築

第2節 5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制の構築

- 1 がん
- 2 脳卒中（脳血管疾患）
- 3 心筋梗塞等の心血管疾患
- 4 糖尿病
- 5 精神疾患
- 6 救急医療
- 7 災害時における医療
- 8 へき地における医療
- 9 周産期医療
- 10 小児医療（小児救急医療を含む）
- 11 在宅医療

第3節 その他医療を提供する体制の確保に対し必要な事項

- 1 結核・感染症対策

### 3 事案の閲覧場所等

- (1) 福岡県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
  - (2) 県保健医療介護部医療指導課（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁行政棟2F）
  - (3) 県民情報センター・県民情報コーナー
    - ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁）
    - ・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎）
    - ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎）
    - ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎）
    - ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎）
  - (4) 県保健福祉環境事務所
    - ・ 筑紫保健福祉環境事務所（大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎）
    - ・ 粕屋保健福祉事務所（糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26）
    - ・ 糸島保健福祉事務所（糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎）
    - ・ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所（宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎）
    - ・ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎）
    - ・ 田川保健福祉事務所（田川市大字伊田3292-2 田川総合庁舎）
    - ・ 北筑後保健福祉環境事務所（朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎）
    - ・ 南筑後保健福祉環境事務所（柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎）
    - ・ 京築保健福祉環境事務所（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎）
- ※ 閲覧期間は、令和4年1月18日（火）から令和4年2月1日（火）までです。
- ※ (1)以外については、利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ※ (4)県保健福祉環境事務所については、総務企画課企画指導係が窓口となります。
- 4 意見書の提出期間  
令和4年1月18日（火）から令和4年2月1日（火）まで（必着）
  - 5 意見書の提出方法  
別紙の様式により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。
  - 6 意見書の提出先

福岡県保健医療介護部医療指導課（医療計画係）

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

（ファクシミリ）092-643-3277

（電子メール）iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ先）092-643-3328

別紙 (意見書様式)

## 福岡県保健医療計画(第7次)の中間見直し(案)に対する意見書

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 住所 (法人等の場合は所在地)                |  |
| 氏名 (法人等の場合は名称)                 |  |
| 連絡先                            |  |
| 勤務先または通学先の所在地<br>(県外にお住まいの方のみ) |  |

| 該当頁番号             | 章番号 | 節番号 |
|-------------------|-----|-----|
| 該当内容((案)文をそのまま記載) |     |     |
| 意見の内容             |     |     |
| 意見の理由             |     |     |
| 備考                |     |     |

※ 記入上の注意

- 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。
- 2 意見は、できる限り簡潔(400字程度以内)にまとめ、「意見の内容」欄に意見を記載するとともに、その理由を「意見の理由」欄に記載してください。意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- 3 意見は、日本語で記載してください。
- 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を該当欄に記載してください。